

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正の概要

別紙1（幼稚園（教育標準時間認定1号））

P26 参照番号誤り

13. 栄養管理加算（⑳）

（3）加算額の算定

誤：（注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭又は⑭'）の適用施設（8.（3）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

正：（注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭又は⑭'）の適用施設（9.（3）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

別紙3（認定こども園（教育標準時間認定1号））

P54 幼稚園教員免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長措置の反映（別添参照）

（2）基本分単価に含まれる職員構成

誤： i 年齢別配置基準（※）

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、この限りでない。）。

正： i 年齢別配置基準（※）

4歳以上児30人につき1人、3歳児及び満3歳児20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人

（注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（令和12年3月31日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和9年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、副園長・教頭配置加算（⑦）の適用を受ける場合は、含まない。）。

P57 算式誤り

2. 副園長・教頭配置加算（⑦）

（3）加算額の算定

誤： 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した $\lfloor \{(\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)}) \times 100\} + \text{加算率(c)} \rfloor$ を乗じて得た額を加えた額とする。

正： 加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算（区分1及び区分2）の単価に1の（2）で認定した $\{(\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)}) \times 100\}$ を乗じて得た額を加えた額とする。

別紙4（認定こども園（保育認定2・3号））

P96 参照番号誤り

9. 栄養管理加算（③④）

（3）加算額の算定

誤：（注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭又は⑭'）の適用施設（9.（3）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

正：（注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員（給食実施加算（⑭又は⑭'）の適用施設（10.（3）（ア）の場合に限る。）において雇用等される調理員を含む。）が本加算に係る栄養士等としての業務を兼務している場合をいう。

別紙8（事業所内保育事業（保育認定3号））

P147 算式誤り

4. 1歳児配置改善加算（⑪）

誤：＜算式＞

$$\frac{\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1 \text{ 歳児数} \times 1/5 \text{ (同)}\}}{+ \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\}}$$

＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

正：＜算式＞

$$\{2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{1 \text{ 歳児数} \times 1/5 \text{ (同)}\} + \{乳児数 \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1$$

＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

P154 記載漏れ

4. 土曜日に閉所する場合⑬

（3）加算額の算定

誤：調整額は、適用される基本分単価（⑥）（事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価（⑥）の額については、基本分単価（⑥）の額に従業員枠の子どもの場合（⑦）の調整率を乗じて得た額）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑧）、障害児保育加算（⑩又は⑩'）及び夜間保育加算（⑬）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

正：調整額は、適用される基本分単価（⑥）（事業主が雇用する労働者の子どもに係る基本分単価（⑥）の額については、基本分単価（⑥）の額に従業員枠の子どもの場合（⑦）の調整率を乗じて得た額）、処遇改善等加算（区分1及び区分2）（⑧）、障害児保育加算（⑩又は⑩'）、1歳児配置改善加算（⑪）及び夜間保育加算（⑬）の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とする。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

別添1 別紙2 (保育所 (保育認定2・3号))

P175 算式誤り

誤：＜算式D＞

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児数×1/15 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3
(同)} =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

正：＜算式D＞

{4歳以上児数×1/30 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))}
+ {3歳児数×1/15 (同)} + {2歳児数×1/6 (同)} + {1歳児数×1/5 (同)}
+ {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育士数 (小数点以下四捨五入)

別添1 別紙3 (認定こども園 (教育標準時間認定1号))・別紙4 (認定こども園 (保育認定2・3号))

P177 算式の追加及び当該算式以降のアルファベットの訂正

誤：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA~0の算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A~0の組み合わせに応じた加算が適用される。

正：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、1歳児配置改善加算の適用については、以下のA~Pの算式により算出された職員数を満たしているか確認することにより、A~Pの組み合わせに応じた加算が適用される。

(数式の追加)

追加：B：4歳以上児配置改善加算、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算

＜算式B＞

{4歳以上児数×1/25 (小数点第1位まで計算 (小数点第2位以下切り捨て))} + {3歳児数×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} + {1,2歳児数×1/6 (同)} + {乳児数×1/3 (同)} =配置基準上保育教諭等数 (小数点以下四捨五入)}

※ Bを追加したことにより、C以下を繰り下げ

【その他】

上記の内容修正以外に、

- ・告示に合わせた文言の適正化
- ・「以下「〇〇」という。」とされた略称の適正化等を行っている。

**幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長**
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)

現行

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、
幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。

特例措置※

※令和6年度末まで
認定こども園法一部改正法
施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の
免許状・資格のみで**保育教諭等**となることができる。
- (2) 免許状・資格の**一方のみ**を持ち、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、
もう一方の免許状・資格を取得できる。

支障

施行日:

- ①令和6年6月19日 ※特例措置(1)(2)を5年間延長
②令和9年4月1日 ※特例措置(1)の対象から主幹
保育教諭・指導保育教諭を除く

○特例措置の期限が到来し、**幼保連携型認定こども園で保育教諭等の確保が困難になるおそれ。**

併有する保育教諭等の割合は近年着実に改善しているが、一方で、施設数の増加に伴い、**いずれか一方のみを有する職員数自体は令和4年4月1日時点で1万2千人程度。**
(幼保連携型認定こども園の保育教諭等の8%)

見直し後

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることができる特例の延長は**2年間**とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



効果

○当面の保育の受け皿・
保育人材の確保が図られる



○特例期間内に保育教諭等に必要な資格の取得について各施設、自治体で計画的な取り組みが可能に